

学校給食費の支払いに係る制度の全般について

【1 学校給食費について】

Q1-1 学校給食費の額は、どのように決めているのですか？

A1-1 年度始めに、各学校において、年間行事予定をもとに1年間の学校給食の予定回数を決めます。1食当たりの単価に予定回数を乗じてその年の1年間の学校給食費を計算します。1食当たりの単価と第1期（6月末日）～第9期（2月末日）までお支払いいただく金額（定額）は、規則で次のように決められています。第10期（3月末日）は、第9期（2月末日）までにお支払いいただいた金額を調整した金額をお支払いいただきます。

学校区分	<1食あたり単価>	保護者負担額	
		<単価>	<月額> 定額
小学校	330円	0円	0円
中学校	380円	280円	5,400円

令和8年度から、小学校については、給食費負担軽減交付金を活用し、保護者の給食費負担を0円とします。

中学校については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担額を据え置いています。

◎なお、生活保護世帯については、給食費負担軽減交付金の対象外であり、生活保護法に基づく教育扶助により給食費が補助されるため、これまでどおり納付が必要です（単価330円）。

<支払いの例> ※実際の実施回数は、各学校で異なります。

◆中学校 年間喫食回数→200回の場合

	第1期（6月）～第9期（2月）	第10期（3月）	年間納付額
学校給食費	5,400円×9期=48,600円	7,400円	280円×200回 =56,000円

※4月末と5月末は、請求はありません。

〔1食当たりの単価〕×〔年間喫食回数〕＝〔年間納付額〕

280円 × 200回 = 56,000円

〔年間納付額〕－〔第1期～第9期までの支払い金額〕＝〔第10期の納付額〕

56,000円 － (5,400円×9期) = 7,400円

Q1-2 食物アレルギー等により減額申請をしている場合の月額（定額）はいくらになりますか？

A1-2 食物アレルギー等により減額申請をしている方については、完全給食の場合の月額（定額）から減額対象（飲用牛乳、主食（米飯・パン））の金額を除いて算出した月額（定額）となります。

なお、パンのみの減額については、月額は定額のままで、第10期において調整した金額をお支払いいただきます。

飲用牛乳除去

〔牛乳単価〕：70円

〔牛乳除去の<第1期～第9期>定額〕

中学校：280円－70円＝210円 ⇒ （定額）4,000円

飲用牛乳＋パン除去

〔主食単価〕中学校：88円

〔牛乳＋パン除去の<第1期～第9期>定額〕

中学校：（定額）4,000円

飲用牛乳のみ喫食

〔飲用牛乳のみの<第1期～第9期>定額〕

中学校：（定額）1,200円

※牛乳・主食それぞれの単価は、年度によって異なる場合があります。

Q1-3 学校給食費をいくら払うのか、お知らせはありますか？ ※中学校のみ対象

A1-3 毎年6月中旬に第1期から第10期までの学校給食費の決定に係る通知を送付する予定です。また、調整後の第10期（3月末日）の引き落とし金額についても、3月中旬に送付する予定です。中学校のみ対象です。

<p>■「東広島市学校給食費納付額決定通知書」</p>	<p>学校給食の申込みをいただいた保護者様宛に、当該年度の給食費や納付期限について記載した通知書（ハガキ）を送付します。</p> <p>なお、年度当初から喫食する場合は、6月中旬に第1期から第10期までの学校給食費を本通知にてお知らせします。</p>
<p>■「東広島市学校給食費納付額変更通知書」</p>	<p>給食回数が年度当初の予定給食回数と異なった場合に、支払額の変更内容を示した通知書（ハガキ）を送付します。第10期の支払額は、3月中旬に当該通知書でお知らせします。</p>